

石綿の種類

石綿とは、天然に産出する繊維状鉱物で、下記の種類があります。

- 蛇紋石系石綿
クリソタイル（白石綿）
- 角せん石系石綿
クロシドライト（青石綿）
アモサイト（茶石綿）
アンソフィライト
トレモライト
アクチノライト

現在、産業界で使用されている石綿のほとんどすべてはクリソタイルです。

石綿の有害性

石綿粉じんを吸入することにより、次のような健康障害が発生するおそれがあります。

- ①石綿肺
- ②肺がん
- ③胸膜、腹膜、心膜
又は精巣鞘膜の中皮腫
- ④良性石綿胸水
- ⑤びまん性胸膜肥厚

労働安全衛生法（抄）

第五十五条 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

労働安全衛生法施行令（抄）

第十六条

九 石綿（第四号及び第五号に掲げる物を除く。以下この号において同じ。）を含有する別表第八の二に掲げる製品で、その含有する石綿の重量が当該製品の重量の1パーセントを超えるもの

別表第八の二 石綿を含有する製品（第十六条関係）

- | | |
|---------------|--------------|
| 一 石綿セメント円筒 | 六 クラッチフェーシング |
| 二 押出成形セメント板 | 七 クラッチライニング |
| 三 住宅屋根用化粧スレート | 八 ブレーキパッド |
| 四 繊維強化セメント板 | 九 ブレーキライニング |
| 五 窯業系サイディング | 十 接着剤 |

▶平成16年10月1日前に製造され、又は輸入された石綿セメント円筒等はこの改正政令は適用されません。

▶試験研究目的の場合に限り、都道府県労働局長の許可を受けることを条件に石綿セメント円筒等の製造、輸入又は使用ができますが、譲渡、提供はできません。

<参考>労災保険に係る認定基準について

石綿ばく露作業に従事している又は従事したことのある労働者に発生した疾病について、平成15年9月19日に労災保険に係る認定基準が改正されました。

詳しくは、<http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/10/tp1015-1.html> に掲載されていますのでご覧ください。（なお、ホームページとは別にリーフレットも用意してありますのでご利用下さい。）

このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお願いします。

また、技術的な事項についてのご相談は、中央労働災害防止協会技術支援部化学物質管理支援センターで対応しております。

（電話：03-3452-3068, Fax：03-3452-3810, E-mail：ishiwata@jisha.or.jp）